給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和4年11月22日

				五小日. 月福中午11万22日		
指定番号	名称	住所		給水区域で給水装置工事の事業 を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第 210 号		船橋市大穴南5丁目 25番38号			船橋市大穴南5丁目 25番38号	令和4年 9月 8日